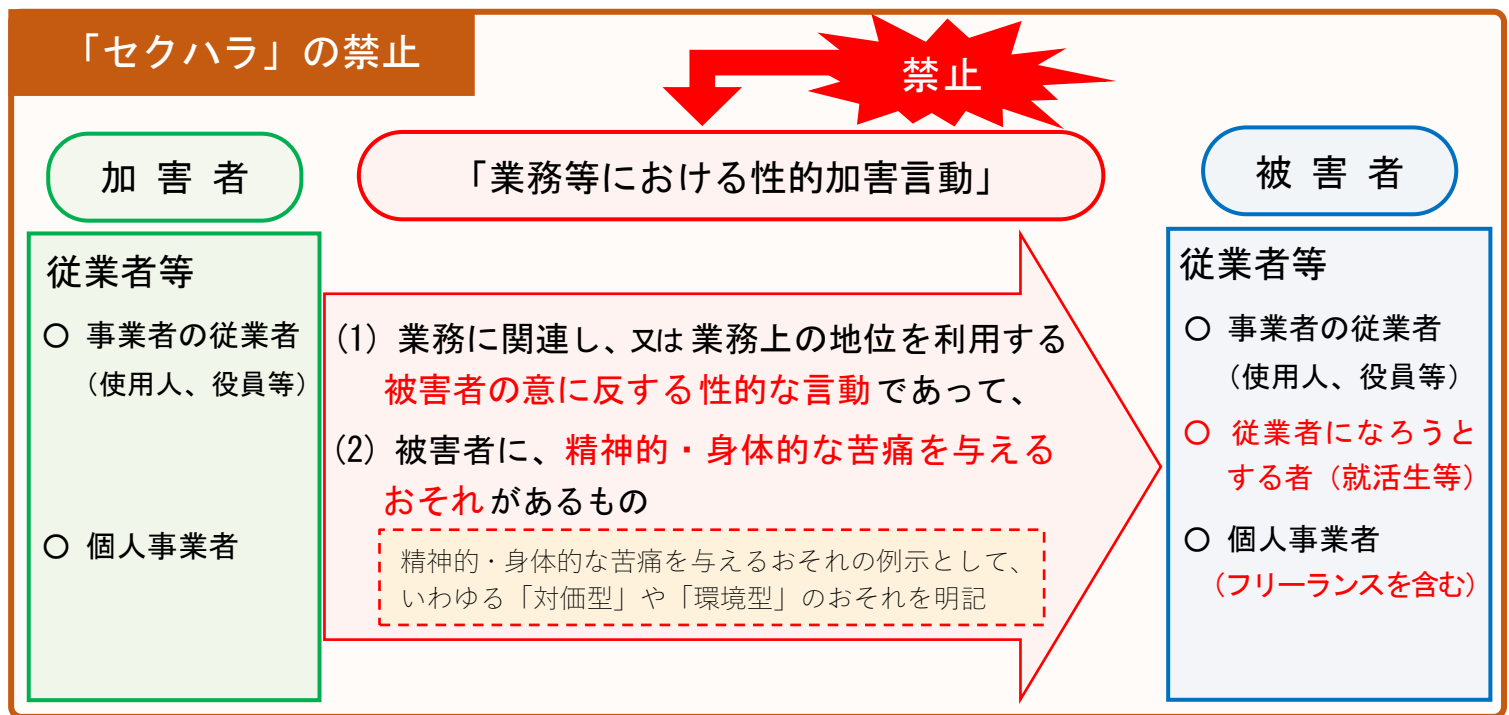
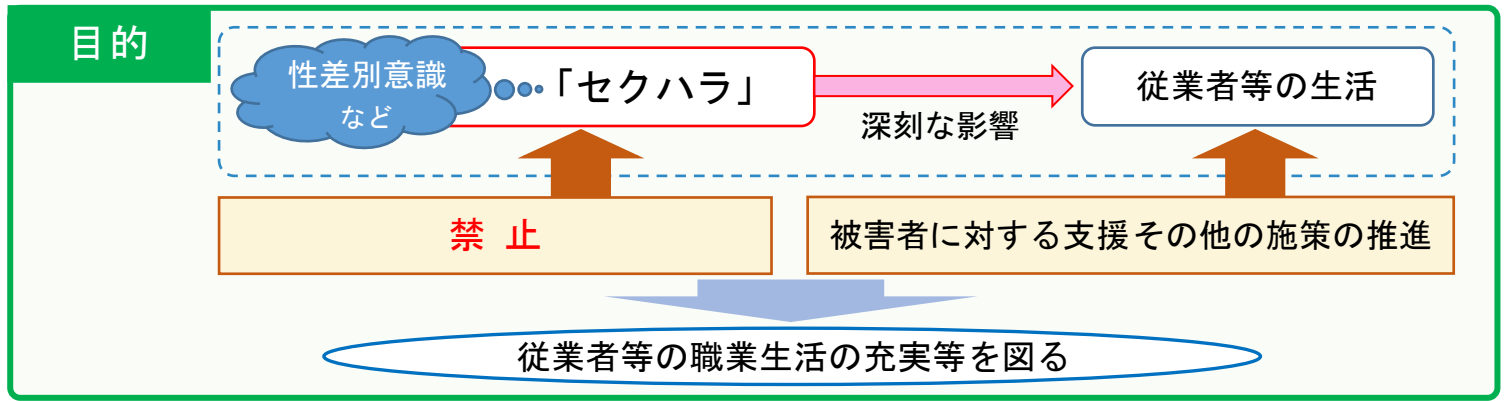


「セクハラ」禁止法案【概要】

(業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案)



事業者の責務

事業者の従業者が「セクハラ」を行った場合に、次のような必要な措置を講ずる責務

- 「セクハラ」への対処 (例：従業者に対する懲戒等、その更生のための研修の実施等)
- 被害者に対する情報の提供 等

被害者に対する支援その他の施策の推進 (国・地方公共団体の施策)

- ① 禁止の対象となる言動の具体的内容等を定めた指針の作成
- ② 相談体制の整備、専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上等
- ③ 紛争の迅速かつ適切な解決に資する施策
 - 加害者が行った言動に関する事実関係を調査して「セクハラ」に該当するかを判断し、その結果を就業環境の改善等に適切に活用するための体制の整備
 - 被害者の行う損害賠償請求についての援助 等
- ④ 二次被害の防止 (被害者の名誉・生活の平穏に十分に配慮)
- ⑤ 「セクハラ」及びこれにより生ずる問題に関する教育・啓発

- 施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日
- 検討規定：「セクハラ」による被害者の司法を通じた救済の在り方等について検討